

第2回千葉県労委審理拒否事件行政訴訟

4・12千葉地裁に大結集を

4月12日(金) 千葉地裁 601号大法廷 9時45分、千葉県労働委員会(千葉県庁)前に結集後、千葉地裁に移動します。裁判後に報告会を行います。



国鉄1047名解雇撤回！労働委員会制度解体に反撃を！

千葉県労働委員会の審理拒否ゆるすな！

4月12日、国鉄1047名解雇撤回をめぐる千葉県労委審理拒否事件(千葉県労働委員会忌避申立却下決定取消行政訴訟)の第2回裁判が行われます。この闘いは、国鉄分割・民営化との対決であると同時に、労働運動解体と産業報国会化の攻撃との対決です。4月12日、千葉地裁への大結集を訴えます。

審査開始した以上、事実調べが原則

この裁判は、JR東に「1047名解雇撤回・団交開催」を求めて千葉県労働委員会に申し立てた不当労働行為事件で、千葉県労委が冒頭から審理を拒否し、わずか2回の調査で審問(事実調べ)さえ行わずに審査を打ち切ったことに対するものです。そもそも、労働委員会において審査を開始した以上、事実調べを行うのが当然の原則です。

不当労働行為が行われても、会社側は必ずその事実を隠蔽します。基本的に証拠の全ては会社が握っているのです。そうである以上、尋問などを行い徹底して事実を暴かなければなりません。

しかし、村上公益委員は第1回目から「最高裁判決に反する命令は出せない」と宣言しました。はじめから「審理

するつもりはない」という審理拒否宣言そのものです。そして、2回目に突然、審

「団結権擁護」の役割を投げ出すな！

動労千葉は30年にわたる闘いの中で、国家的不当労働行為の真実をすべて暴き出しました。当時国鉄職員局長であった葛西敬之・JR東海名誉会長や、採用候補者名簿からの排除に直接携わった深澤祐二・JR東社長などの尋問を行い、真実を明らかにすることが絶対に必要です。

労働委員会は「労働者が団結する権利を擁護する」ため、この闘いを支える全国運動

◆4月12日(金) 9時45分、千葉県労働委員会(千葉県庁南庁舎)前に結集後、千葉地裁に移動します。裁判は10時30分から601号大法廷。裁判後に報告会を行います。

国鉄分割・民営化に反対し1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動
千葉市中央区要町2-8 DC会館内 TEL 043-222-7207